

## 訪問介護 はる 料金表

* 訪問介護 要介護1～5の方 (川崎市=2級地・1単位=11.12円)					
訪問介護 (要介護1～5)		単位数	自己負担額	自己負担額	自己負担額
			(1割の方)	(2割の方)	(3割の方)
身体介護	20分未満	166単位	185円	369円	554円
	20分以上30分未満	249単位	277円	554円	831円
	30分以上1時間未満	395単位	440円	879円	1318円
	1時間以上	577単位	640円	1279円	1918円
	30分増すごとに	83単位	(+ ) 93円	(+ ) 185円	(+ ) 276円
生活援助	20分以上45分未満	182単位	203円	405円	607円
	45分以上	224単位	249円	498円	747円
	身体介助に引き続き生活援助を行った場合				
	20分以上	66単位	75円	149円	220円
	45分以上	132単位	149円	298円	440円
	70分以上	198単位	224円	447円	660円
* やむをえない事情で、かつ、ご利用者の同意を得たうえで、 2人訪問した場合は、2人分の料金となります。					

* 介護予防訪問サービス (川崎市=2級地・1単位=11.12円)					
* 要支援1・2・事業対象者の方 (川崎市=2級地・1単位=11.12円)					
基本利用料 (介護保険内)					
算定項目		1週あたり1回	1割の方	2割の方	3割の方
事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	1週60分以下	234単位	260円	520円	780円
事業対象者 要支援1・2 (週2回程度)	1週60分超 120分以下	468単位	520円	1040円	1561円
要支援2 (週2回程度を超える場合)	1週120分超	743単位	826円	1652円	2478円

* 割増料金 (基本料金に対して)		
時間帯		割増料金率
早朝	午前6時～午前8時	基本料金の 25%増し
夜間	午後6時～午後10時	基本料金の 25%増し
深夜	午後10時～午前6時	基本料金の 50%増し
* 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、 ご利用者の居宅サービス計画 (ケアプラン) に定められた目安の時間を基準とします。		

* サービス提供に関わる加算	
①	初回加算：200単位 (自己負担額 1割/2割/3割)
②	緊急時訪問介護加算：100単位 (自己負担額 1割/2割/3割)
③	介護職員処遇改善加算Ⅰ (月利用総単位数×0.137×11.12円の1割/2割/3割)
④	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ： (月利用総単位数×0.063×11.12円の1割/2割/3割)
⑤	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ： (月利用総単位数×0.042×11.12円の1割/2割/3割)
⑥	特定事業所加算Ⅱ： (利用単位×0.10×11.12円の1割/2割/3割)